

■ 景観法(景観計画)と春日井市の現行の制度の構成

景観法 (景観計画)		【現行】 春日井市都市景観条例 (春日井市都市景観基本計画)	
目的 (法第1条)	良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る	目的 (条例第1条)	都市景観の形成に関する基本的かつ必要な事項を定めることにより、春日井市を魅力ある個性豊かで美しいまちとする
基本理念 (法第2条)	<ul style="list-style-type: none"> ●良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産 ●景観形成には、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和が不可欠 ●景観形成は、地域の個性を伸ばすような多様な形成を図るべき ●景観形成には、観光や地域の活性化への配慮が必要 ●景観形成には、住民、事業者、行政の協働によりすすめるべき 	基本理念 (条例第2条)	<ul style="list-style-type: none"> ●都市景観の形成は、すべての市民にとってかけがえのない共有財産 ●調和のとれた個性的で緑豊かな都市景観の形成が、うるおいとやすらぎのある健康で文化的な市民生活の確保に一層寄与する
地方公共団体の責務 (法第4条)	<ul style="list-style-type: none"> ●良好な景観の形成に関し、区域の自然的社会的諸条件に応じた施策の策定及び実施 	市の責務 (条例第4条)	<ul style="list-style-type: none"> ●都市景観の形成を図るための施策を策定及び実施 ●策定及び実施に当たっては、市民の意見、要望等が十分に反映されるよう努める
事業者の責務 (法第5条)	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努める ●国又は地方公共団体の施策への協力 	事業者の責務 (条例第6条)	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動の実施に当たっては、都市景観の形成に努める ●市の施策への協力
住民の責務 (法第6条)	<ul style="list-style-type: none"> ●自ら良好な景観の形成に積極的な役割を果たす ●国又は地方公共団体の施策への協力 	市民の責務 (条例第5条)	<ul style="list-style-type: none"> ●自らが都市景観を形成する主体であることを認識し、都市景観の形成に努める ●市の施策への協力
景観計画で定める主な事項 (法第8条)	①景観計画の区域	都市景観条例・都市景観基本計画で定められている主な事項	① 春日井市全域
	②良好な景観の形成に関する方針 1 将来の景観像や基本目標 2 景観形成上の特性等 3 具体的にどのような景観形成方策により実現するのかなどの方向性(景観形成方針)		② 春日井市都市景観基本計画に明示(別紙参照)
	③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 1 届出対象行為の設定 2 景観形成基準の設定 ※ 基準に合わないものへの変更命令等(法第17条)		③ 景観形成地区内における行為の届出(条例第15条) 大規模建築物等の新築等の届出(条例第20条)
	④景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針		④ 都市景観形成建築物等の指定(条例第18条)